

一般財団法人大分県建築住宅センター
判 定 業 務 約 款

(責 務)

第1条 提出者（以下「甲」という。）及び一般財団法人大分県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、同法施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）同法施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）、並びにこれに基づく告示・命令等を遵守し、この約款（建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人大分県建築住宅センター建築物省エネ法判定業務規程」（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。

4 甲は、業務規程に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の料金を第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

6 乙は、前項に規定する判定業務遂行に必要な情報の提供が行われない場合にあっては、判定業務を中断し又は中止することができる。

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、引受承諾書を交付した日から14日を経過する日

2 乙は、甲が第1条第5項及び第5条第1項に定める責務を怠った時その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延長することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要な事項については、甲乙協議して定める。

(料金の支払期日)

第3条 甲の支払期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務 適合判定通知書、適合しない旨の通知書、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付日

(2) 軽微変更該当証明書の交付の業務 軽微変更該当証明書、軽微な変更該当しない旨の通知書、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付日

2 別途協議にて、支払方法を定める場合の支払期日は、甲乙協議の上決定した日とする。

3 甲が、第1項の支払期日までに料金を支払わない場合には、乙は、適合判定通知書を交付しない。この場合において、乙が当該適合判定通知書を交付しないことによって甲に生じた損害につい

ては、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(料金の支払方法)

第4条 甲は、業務規程に基づく料金を、前条の支払期日までに、現金又は銀行振込により納入する。ただし、当機関がやむを得ない事由があると認める場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は甲の負担とする。

(確保計画審査中の計画変更)

第5条 甲は、適合判定通知書の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の確保計画関係図書を提出しなければならない。

2 乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の確保計画を取り下げ、別件として改めて乙に提出しなければならない。

3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、判定業務を第2条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合

(2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除(確保計画の取り下げ)のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合、乙は、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

2 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一切の責任を負わない。

(1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて判定がなされた場合

(2) 乙による故意又は重大な過失がない場合

2 乙は、判定を実施することにより、甲の申請に係る計画が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規程に適合することを保証するものではない。

3 乙は、判定を実施することにより、甲の申請に係る住宅に瑕疵がないことを保証するものではない。

(別途協議)

第9条 この契約に定めのない事項またはこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則) この約款は令和3年4月1日より施行する。

(附則) この約款は令和5年8月1日より施行する。